

		厚生常任委員会	
平成23年12月 6 日受理		請 第 15 号	
件 名	「介護福祉士等修学資金貸付制度」の拡充及び継続について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
佐 藤 雅 司			
<p>(要 旨)</p> <p>近年の厳しい雇用状況、福祉・介護人材の安定的な確保などの社会情勢を背景に、国の平成20年度補正予算において措置された「介護福祉士等修学資金貸付制度」の拡充及び継続について、国に対し意見書を提出することを請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>1 この貸付制度は、入学生の経済的負担の軽減を図るものとして、介護福祉士養成施設への入学を志す者の魅力として期待されているもので、優秀な人材確保による質の担保を図るための大きな要因になっていることから、資金の積み増しを図ること。</p> <p>2 東日本大震災による被災学生は就学に困難を極めているので、これらの者に対する優先貸付、貸付額の嵩上げなどの措置を講じ、併せて、被災学生に対する授業料免除等の措置についても御検討願いたいこと。</p> <p>3 返還免除条件として、貸付を受けた都道府県の区域内において介護等の業務に5年間従事することとされているが、流動化の激しい今日社会の中で、就業区域の限定は極めて重いものとなっている。このようなことから、これを解除することは、卒業生の出身都道府県等へのUターンやIターンを促すものである。また、従事期間の短縮化は、就業しようとする者の精神的負担を軽減し、介護福祉士の定着支援につながるもので、返還免除条件を緩和されたいこと。</p>			

